

地域未来投資促進法の基本方針に関する主な改正ポイント

地域未来投資促進法附則第 7 条に基づく法律の施行後 5 年の検証を行い、施行状況や経済社会環境の変化を踏まえて、基本方針において、**基本計画の目標値設定方法を明確化し、新たにGXやDXの促進支援、重要産業のサプライチェーン強靱化等、地域経済牽引事業を促進するために地方公共団体が実施すべき事業環境整備に係る項目を追加した。**

① 地方公共団体における事業環境整備の充実

○地方公共団体に期待される役割について基本方針の見直し

外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体に期待される役割を明らかにし、取組を促進。スタートアップ支援、地域における重要産業のサプライチェーン構築・強靱化、人材育成・確保支援、産業用地の確保に向けた支援、賃上げ促進支援、GX促進支援、DX促進支援にかかる事業環境整備項目を新たに追加。

② 基本計画の目標設定方法の明確化と評価の精緻化

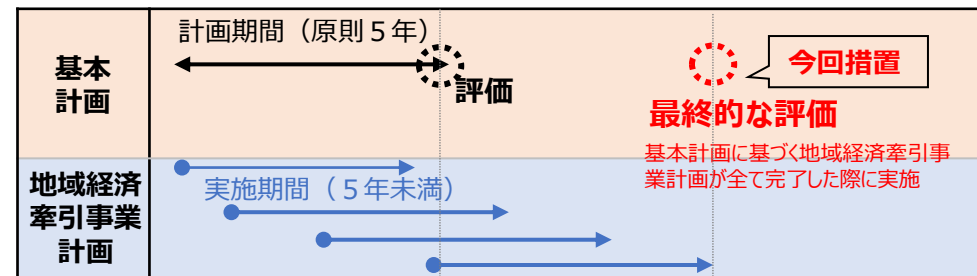
○ 原則は積み上げ方式によることを明記

従前は、地域によって適切な算出方法によるとされていた目標値の設定方法について、地域経済牽引事業の内容との関係性、目標の達成又は不達成の要因等について分析し、次期の基本計画に適切に反映できるよう、原則として、地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げによる目標値の設定を行うことを明記。（例）付加価値創出額×目標承認件数 等

※なお、「地域の特性を活用する分野」を複数設定する基本計画については、基本計画のガイドラインにおいて、分野ごとや具体的な業種ごとに目標値を設定することを推奨。

○ 実績に基づく最終的な評価の実施を追加

PDCAサイクル強化のため、基本計画の計画期間（原則 5 年）終了後の実施状況の評価に加え、当該基本計画に位置づけられる全ての地域経済牽引事業計画が完了した時点での最終的な評価の実施を求めることを明記。



基本方針の改正に伴い、基本計画のガイドラインや、事業環境整備に関する地方公共団体の取組事例等の事例集についても、地域未来投資促進法のHPに掲載しておりますので必要に応じてご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jichitai.html

(参考) 地域未来投資促進法の基本方針における記載項目

赤字が今回の改正で変更・追記した箇所

基本方針における記載項目	備考
第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項 イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項 (1) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標 ① 目指すべき地域の将来像の概略 ② 目標値の設定 (2) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項 ① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出 ③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果 ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項 (1) 促進区域の設定 (2) 重点促進区域の設定 ① 重点促進区域の設定方法 ② 工場立地特例対象区域の設定 ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項 ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項 (1) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備 (2) 情報処理の促進のための環境の整備 (3) その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項 ① 事業者からの事業環境整備の提案への対応 ② 事業者の成長促進等 ③ 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援 ④ 地域ブランドの育成・強化 ⑤ 研究開発や販路開拓等の支援 ⑥ 人材育成・確保支援 ⑦ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援 ⑧ 賃上げ促進支援 ⑨ グリーントランスフォーメーションの促進支援 ⑩ デジタルトランスフォーメーションの促進支援 ⑪ 事業承継支援 ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項 (1) 技術に関する研究開発及びその成果の移転促進 (2) 市場に関する調査研究及び情報提供 (3) 経営能率の向上の促進 (4) 資金の融通の円滑化 (5) 研修 (6) 事業承継等支援 (7) 人材育成・確保支援 (8) 賃上げ促進支援 (9) GXの促進支援 (10) DXの促進支援 ヘ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項 (1) 地域振興に関する計画等との調和 (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項 (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項 (4) 自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項	● 原則、目標値は、地域経済牽引事業による付加価値創出額の積み上げで設定 ● 時代の転換点にあたって重要となるサプライチェーンの強靱化やGX・DXの推進に必要な事業環境整備を中心に、地方公共団体等に期待される役割を追加 ● 二(3)改定に併せ、人材確保、賃上げ促進、GXの促進、DXの促進等に関し追記 ● 土地利用調整関係ガイドライン改定 ● 特例対象施設（次世代モビリティに対応した物流施設）を追加

基本方針における記載項目	備考
ト その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項 (1)PDCAサイクルの強化 (2)地域経済牽引事業促進協議会の設置 (3)地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備 第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項 イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項 (1)連携の意義 (2)連携の目標 ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項 (1)連携支援事業の内容 (2)連携支援事業の実施方法	● 基本計画の計画期間終了後に加え、全ての地域経済牽引事業が完了した段階においても、実績に基づく最終的な評価を実施